



# にしごう

広報にしごう第210号  
昭和63年6月1日

VOL. 6

■人口のうごき 人口15,367人(+101) 男7,776人(+73) 女7,591人(+28) 世帯数3,757戸(+44) 5月1日現在( )は対前月比

花、に愛情をこめて…



おもな内容

村消防団に県知事表彰旗	2
ふるさとの物産とうまいものまつり	3
財政のおしらせ	4~7
サラリーマンの奥さまの年金	8
クリーン運動に 間の原行政区・鈴木さん	9
おしらせ	10

写真：村老人クラブ、寿学級共催による、「甲子街道花いいっぱい運動」から



# つかみどり大会は最高頂

「'88ふるさとの物産と  
うまいものまつり」



▲ナイロン袋を片手につかみどり

松竹工芸社（コルク製品等）がお店しました。

期間中の二十二日（日）には、第一うすい屋上で、村のPRを兼ねたイベント・西郷村

（西郷村）では、下新田地区内の防犯診断を行いました。

会員は二人一組（全部で十五組）になり午後八時から一時間、同地区

## 住宅・車の施錠は忘れずに

—防犯協会小田倉分会で防犯診断—



### 学校基本調査より

### 統計調査結果シリーズ (11)

昭和六十三年度学校基本調査の結果が公表されましたのでお知らせします。この調査は毎年五月一日現在の児童生徒数を学校へ調査依頼し、集計したものです。

### 昭和62年と63年の児童生徒数の対比

学校名	男		女		合計	
	62	63	62	63	62	63
米小学校	人 112	人 112	人 99	人 106	人 211	人 218
羽太小学校	59	69	50	44	109	113
熊倉小学校	219	231	208	207	427	438
小田倉小学校	306	322	277	275	583	597
川谷小学校	46	37	58	54	104	91
西一中	179	195	156	173	335	368
西二中	146	162	119	130	265	292
川谷中	26	30	19	25	45	55
合計	1,093	1,158	986	1,014	2,079	2,172

今年で第三回を迎えた、ふくしまふるさと産業おこし運動協賛、「'88ふるさとの物産とうまいものまつり」は、五月十八日から二十六日まで郡山市・うすい百貨店で華やかに繰り広げられました。

今回の催しには県内五十五市町村、百六十業者が出品し、村から川仙食品（イワナ・ヤマメの加工品等）、柳沢窯（陶器）、特産品パンフレットなどを参加しました。

また、村の良さを、より多くの人に知ってもらおうと観光者に配り、PRに努めました。

去る四月十八日から五月七日までは春の防犯運動でしたが、この期間中、防犯協会小田倉分会（眞船眞司会長）、同地区防犯連絡所会（前田豊会長）では、下新田地区内の防犯診断を行いました。

会員は二人一組（全部で十五組）になり午後八時から一時間、同地区



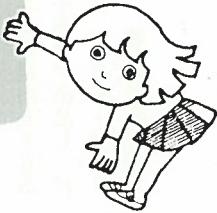
▲パトロールに余念がない会員

おいては一七五台中、五四台が未施錠で不用心さが目立ち、防犯診断カードで通知し注意を促しました。また、一般家庭には時間帯が早かったこともあり、チラシを配り防犯を呼びかけました。

最近、村内外において盗難自動車による犯罪が多発しています。村民のみなさんも盗難の防止のため、自動車は「ドアロック」各家庭においては「鍵」を必ずかけるよう心掛けてください。

# お知らせ

村は毎年2回、財政の状況を村民の皆さんに公表しています。今回は、昭和63年度のお金の使いみちである当初予算の総体と、昭和62年度の予算執行、財産の状況（昭和63年3月末現在）などをお知らせします。



**36億1147万1千円**

(対前年度伸率 △0.8%)



## 給料の公表 (63.4.1 現在)

職員給与(一般職)		初任給	
平均給与	223,320円	大卒	117,900円
		短大卒	105,900円
平均年令	38.6歳	高卒	99,500円

策の選択、住民相互間の行政サービスの負担の公平確保、行政効率等に配意し財源の計画的・重点的な配分に徹するとともに節度ある財政運営を目指しました。

6月は男女雇用機会均等月間です。

## 特別会計

**20億1422万3千円** (対前年度  
伸率 △7.8%)

会計名	予算額(千円)
国民健康保険	756,736
有線放送電話	35,570
老人保険	498,452
土地造成	679,506
公共下水道	43,959

## 水道事業会計

**4億8902万8千円** (対前年度  
伸率 △0.6%)

区分	予算額(単位千円)
収益的	収入 172,269
	支出 172,269
資本的	収入 280,030
	支出 316,759

## 工業用水道事業会計

**6792万2千円** (対前年度  
伸率 15.4%)

区分	予算額(単位千円)
収益的	収入 67,210
	支出 67,210
資本的	収入 0
	支出 713

※収益的収入・支出とは  
水道の維持管理に必要な収支をいいます。  
※資本的収入・支出とは  
水道施設の拡張・改良をするための収支を  
いいます。

# 財政の

## 昭和63年度当初予算

### 一般会計

①	その他 2633万4千円
特別土地保有税	5607万4千円
村たばこ消費税	5950万5千円
電気・ガス税	6035万6千円
村民税	4億7427万2千円
固定資産税	7億3524万9千円



1億5994万1千円 (4.8%)

1億4616万9千円 (4.4%)

諸 収 入	6429万9千円
使用料及び手数料	6717万6千円
分担金及び負担金	1074万3千円
財産収入	1415万1千円
寄附金	256万9千円
繰入金	3千円
繰越金	1000万円

地 方 譲 与 税	6868万9千円
自動車取得税交付金	4434万1千円
交通安全対策特別交付金	376万8千円
娯楽施設利用税交付金	2937万1千円
利子割交付金	551万円
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1348万円

昭和63年度の村の当初予算は一般会計、特別会計をあわせて56億2569万4千円となりました。『明るく住みよい豊かな村づくり』を基本方針とし、地方財政が引き続き厳しい状況にあることを認識し、行政改革の推進、財政健全化の推進、それがためには行政が真に責任を持つべき分野の各種施

# 執行状況 (63年3月末現在)

昭和62年度一般会計最終予算は、

39億95万7千円となり昭和61年度の最終予算に比べて3.9%の増となっています。その要因として川谷小建設事業、家族旅行村建設事業などがあげられます。

また、村においては、長期的視野に立った計画的財政運営を行なうために財政調査積立金があり、昭和62年度末において積立額が3億9312万8千円となりました。

## 特別会計

会計区分	予算額	収入 支出 済額	収入 率(%) 支出
国民健康保険	788,555	616,289	78.2
		603,982	76.6
有線放送電話	36,625	34,570	94.4
		33,856	92.4
老人保健	512,531	468,084	91.3
		455,674	88.9
土地造成	774,296	654,750	84.6
		609,134	78.7
公共下水道	14,155	11,635	82.2
		8,620	60.9

## 水道事業会計

(単位千円)

区分	予算現額	収入支出済額	収入支出率
収益的	収入	199,997	178,977
	支出	199,997	164,555
資本的	収入	252,547	200,000
	支出	342,320	110,700

## 工業用水道事業会計

(単位千円)

区分	予算現額	収入支出済額	収入支出率
収益的	収入	67,260	67,526
	支出	67,260	64,483
資本的	収入	20,318	20,318
	支出	20,349	19,472

## 村債、企業債一時借入金の状況

(62年度末現在)

### 村債、企業債現在高

一般会計	2,529,084 千円
特別会計	7,300千円
水道事業会計	1,157,589千円
工業用水道事業会計	387,262千円

### 一時借入金現在高

一般会計	300,000,000円
------	--------------

村が借入れした会計別の残高を示したものです。村民生活に直結した事業を積極的に推進していく上で、一時に多額の資金を要する場合、村債に依存している訳です。村債は、将来償還しなければならない義務的経費であり、償還の状況や財政事情等を留意しながら、村民の皆さんへの負担増とならないよう借入れています。

## 村有財産の状況

(62年度末現在)

建物	48,845m <sup>2</sup>
土地	7,295,618m <sup>2</sup>
(うち山林)	6,938,493m <sup>2</sup>

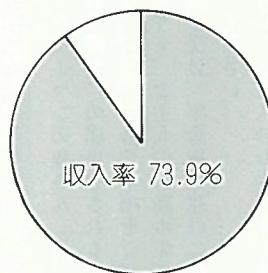
## 昭和62年度予算

## 一般会計

そ の 他	2億4,501万2千円 (83.1%)	2億368万3千円
諸 収 入	6,619万2千円 (86.9%)	5,751万9千円
繰 越 金	3,711万4千円 (100.0%)	3,711万4千円
県 支 出 金	2億1,438万7千円 (55.0%)	1億1,796万6千円
財 産 収 入	1,395万円 (157.3%)	2,194万4千円
国 庫 支 出 金	7億2,092万5千円 (38.3%)	2億7,588万1千円
村 債	4億2,340万円 (1.1%)	470万円
地 方 交 付 税	8億2,100万円 (102.5%)	8億4,124万4千円
村 税	13億5,897万7千円 (97.6%)	13億2,569万7千円
歳 入	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13億円	歳 出
土 木 費	10億8,208万6千円 (79.1%)	8億5,604万7千円
教 育 費	7億4,296万7千円 (69.5%)	4億4,228万1千円
総 務 費	4億6,667万円 (96.0%)	4億4,804万4千円
農 林 水 産 業 費	3億3,644万3千円 (65.9%)	2億2,183万8千円
商 工 費	3億252万4千円 (60.3%)	1億8,254万6千円
民 生 費	2億8,827万1千円 (92.3%)	2億6,616万8千円
公 債 費	2億7,134万1千円 (100.4%)	2億7,248万1千円
衛 生 費	1億4,155万5千円 (93.1%)	1億3,179万3千円
消 防 費	1億3,545万1千円 (96.8%)	1億3,115万6千円
そ の 他	1億3,364万9千円 (59.1%)	7,895万円

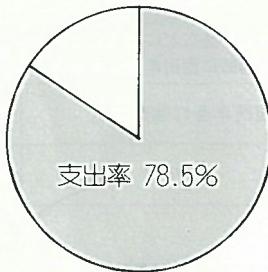
予 算 額 39億95万7千円  
収 入 済 額 28億8,151万8千円

## 歳 入



予 算 額  
収 入 済 額  
(%) 支出率

## 歳 出



予 算 額  
支 出 済 額  
(%) 支出率

ご主人の給料から奥さんの保険料が天引きされるわけではありません

昭和六十一年四月より前  
から任意加入している人

# 奥さまの年金 サムライマンの

**奥さんも国民年金に  
加入します**

厚生年金や共済組合に加入しているご主人に扶養されている奥さんは、第三号被保険者として加入します。しかし、ご主人が定年を迎えて会社を退職した後は、六十歳になるまで保険料を支払って国民年金に加入しなければなりません。なお、サラリーマンの奥さんでも扶養されない場合は、第一号被保険者が第二号被保険者として加入することになります。

リーマンの奥さんは、全員（二十歳以上六十歳未満の人）が国民年金に加入することになり、サラリーマンの妻も自分名義の年金が支給されることになります。

厚生年金や共済年金では、奥さんがいても、独身でも、保険料は同じです。保険料は決められていま、合計二割まで計算され

がとられています。

人は、その加入期間は老齢基礎年金の計算の基礎に算入されますので、任意加入の期間に応じて老齢基礎年金の額も増えることになります。また、国民年金のほかに、厚生年金に加入していた実績があれば、六十歳から老齢厚生年金が、各種共済組合に加入していた実績があれば六十歳から退職共済年金が受けられ、国民年金の老齢基礎年金は六十五歳からとなります。

昭和六十一年四月一日より前

料が未納となつてしまひます。

まいます。これは、保険料の納

昭和六十一年四月一日より前に国民年金に任意加入していた人は、その加入期間は老齢基礎年金の計算の基礎に算入され、料が未納となつてしまひます。たとえば、昭和六十一年四月で第三号の立場であつた方が、届出を昭和六十三年十月に行つた

としますと、昭和六十一年四月から昭和六十一年六月までの国

ですから届出は、いつでもよいわけではなく、すみやかに届出ることが肝要です。

第三号被保険者の  
届出のしかた

サラリーマンの奥さん（第三）

きは、「届書」に必要事項をご記入のうえ、ご主人のお勤め先で確認を受け、年金担当窓口に提出して下さい。

まだ届出を  
されていない奥さん  
大至急届出を!!

なつてしまひます—

よつてしまひます

1

第三号被保険者は、昭和六年一月四日より発足しましたが、その当時は社会保険等の扶養となつておられる奥さんで未だ届出のすんでない方は、大至急届出をして下さい。昭和六十一

年四月当時、第三号被保険者に該当する立場におられても届出をしないことには第三号被保険

者とはなれません。このような立場にあつた方が、今年七月末日までに届出をしませんと保険

ライフサイクルによって  
変わる女性の年金加入（そのつど届出が必要です）

ライフサイクル		加入の資格		保険料
独身時代	サラリーウーマン	厚生年金などに加入しながら自動的に国民年金にも加入	第2号	厚生年金などの保険料給料から天引き
	家事手伝い	国民年金に強制加入	第1号	国民年金の保険料個別に納付
妻の時代	自営業者と結婚	//	第1号	//
	サラリーマンと結婚	//	第3号	国民年金の保険料納めなくてよい
	会社に勤めたら	厚生年金や共済年金に加入しながら自動的に国民年金にも加入	第3号➡第2号	厚生年金や共済年金の保険料給料から天引き
	自営業をはじめたら	国民年金に強制加入	第3号➡第1号	国民年金の保険料個別に納付
	サラリーマンと離婚 夫が定年退職 サラリーマンの夫と死別	//	第3号➡第1号	//
	会社をやめたら	//	第2号➡第3号	国民年金の保険料納めなくてよい





## 電話級アマ無線技士 試験案内

### 1. 試験の資格

電話級アマチュア無線技士

### 2. 試験申請書の受付期間

7月1日(金)から7月25日(月)  
まで(当日消印有効)

### 3. 試験の日時

9月6日(火)から9月8日(木)  
までの指定する日時

### 4. 試験地

郡山市(郡山市民文化センター)

### 5. 試験手数料

2,360円(受験票郵送料を含む)

### 6. 試験申請書の提出先

財団法人無線従事者国家試験センター東北支部(〒980 仙台市  
中央四丁目9-13仙台ホリビル)

### 7. 問い合わせ先

☎ テレホンサービス  
(022-221-4147)

企 事 務 用  
(022-221-4146)

## 東京電力(猪苗代電力所) からのおねがい

- 電線の近くでの釣りはやめましょう。
- 電柱(鉄塔)に登らないようにしましょう。
- 水遊びは、プールやきめられた場所でしましょう。
- 発電所の柵の中に入らないようにしましょう。
- 電線にかかったら、すぐ電力会社へお知らせ下さい。

~明日をひらくエネルギー~



## 県政巡回相談が 開かれます

### ○ 相談内容

- ▼ 県などの仕事に対する要望とか苦情。
- ▼ 届出・申請等で、手続きがわからないこと。
- ▼ 生活上のことで、悩んでいる事や困っていること。

### 1. 日 時

昭和63年6月24日(金)  
午前10時~午後3時。

### 2. 場 所

村文化センター

### 3. 相談員

県南行政事務所・県政相談員

## 賃金助成制度を ご存知ですか

### 1. 受給できる事業主

- ① 次のいずれかに該当する求職者(雇い入れられた日現在における満年齢が65歳未満の者に限る)を職業安定所の紹介により、常用労働者として雇い入れ、支給終了後も引き続き雇用すること。  
イ. 高年齢者(45歳以上の者、

但し昭和64年3月31日までに雇い入れられた者に限る)

ロ. 障害者(精神障害者も含む)

ハ. 母子家庭の母等

- ② 対象労働者の雇い入れ日の前及び後、各6カ月間に事業所の都合より他の労働者を解雇したことがないこと。
- ③ 賃金台帳・タイムカード等の書類を整備していること。

### 2. 受給できる額

- ① 雇い入れ後1年間に支払った賃金(ボーナス等は除く)の1/2(中小企業事業主2/3)。(但し、雇い入れ日が昭和64年3月31日までに限る)。

詳細については白河公共職業安定所☎(24-1256)までお問い合わせ下さい。

## 今月の納税

村県民税 1期

国民年金保険料 3期

## 村営住宅入居者募集中

村では下記の住宅の入居者を募集しております。

記

住宅名	狼山合団地1戸
構 造	簡易耐火構造平家建
種 別	第2種
部屋数	2部屋
家 貸	月額3,500円

住宅名	新川谷団地1戸
構 造	木造平家建
種 別	第2種
部屋数	3部屋
家 貸	月額25,000円

敷金は家賃の2ヶ月分で、共同の維持管理に要する費用は入居者で負担していただきます。

※申込用紙は役場建設課☎(25-1111内線353)にあります。

尚、随時受付をしておりますので詳しいことは同課へお問い合わせ下さい。